

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 7 年 2 月 20 日

近畿経済産業局長 信 谷 和 重 殿

みなべ町長 山 本 秀 平

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の
同意を得たいので協議します。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

みなべ町の産業別就業者数は、第1次産業 36.5%、第2次産業 20.2%、第3次産業 43.3%で、第1次産業は全国平均の 2.9%、和歌山県平均の 8.1%と比較しても高く、農林水産業が主体の町である。(出典 令和2年度国勢調査)その中でも特にウメの生産量は全国一となっている。そのため、ウメに関する、商工業も盛んな町でもある。

1980年代から人口減少が進んでおり、現在、約 11,500 人の人口を有しているが、高齢化比率が高く、また、進んでいることから、今後もさらに減少が進むことが予測される。

従事者の減少や高齢化のなかにあっても、労働生産性を維持し、付加価値を高め、さらには次世代の担い手を育て、又は新たに担い手になろうとする者にとって魅力ある業種への発展を促していくために、中小企業の生産性を向上させ、担い手への事業継承が確実になされる環境を整備する必要がある。

(2) 目標

本計画は、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。このため、計画期間中に 5 件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画における対象設備は、多様な産業の設備投資を支援するため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画の対象区域は、区域に偏りなく広く中小企業の生産性向上を実現するため、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

みなべ町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの各産業で広く中小企業の生産性向上を実

現するため、全業種を対象とする。また、本計画において対象とする事業は、生産性向上に向けた取り組みが新商品の開発、自動化の推進、ICT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多種多様であることから、労働生産性が年率 3%以上に達すると見込まれる事業であれば、幅広く対象とする。

ただし、売電を目的とした太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、その性質から町内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、町内への産業集積等の経済波及効果も希薄であるため、本計画において対象とする業種・事業から除く。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減等を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 国税、県税及び町税滞納者及び町税未申告者に係る先端設備等導入計画は、特段の事情がある場合を除き、認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とする。